



APO-社労士通信

H28 春の法改正

健康保険標準報酬月額の上限が引き上げられました（平成 28 年 4 月 1 日施行）

従来の健康保険標準報酬月額は第 1 等級から第 47 等級までとなっていたが、これに第 48～50 等級が新設される形で標準報酬月額の上限が 121 万円から 139 万円に引き上げられました。詳しくは本誌第 96 号をご参照ください。

健康保険標準賞与額の上限が引き上げられました（平成 28 年 4 月 1 日施行）

支給した賞与額の 1,000 円未満を切り捨てた額が標準賞与額で、これに給与と同じ社会保険料率を乗じて、賞与にかかる社会保険料を計算します。この標準賞与額には上限が決まっており、従来はその年度（当年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の累計額で 540 万円が健康保険にかかる標準賞与額の上限でした。この上限額が、28 年 4 月以降に支給される賞与より 573 万円に改正されます。

厚生年金保険の標準賞与額上限は、同一月内（月に支給が 2 回あった場合は合算）150 万円のまま変更ありません。

傷病手当金・出産手当金の支給額計算が変わりました（平成 28 年 4 月 1 日施行）

傷病手当金・出産手当金の一日あたり支給額は、これまで標準報酬日額（標準報酬月額 / 30）の 2/3 相当額でしたが、これが支給開始日前 1 年間の標準報酬月額の平均額に基づき計算することとなり、下記算出式で計算される額が支給額となります。

一日あたり支給額 = 支給開始日以前の継続した 12 か月間における各月標準報酬月額平均額 * 30 * 2/3

*支給開始日以前の期間が 12 ヶ月に満たない時は、下記①と②を比較して、その少ない方を上記算出式の各月標準報酬月額平均額にあてはめて計算します。

① 支給開始日以前の各月標準報酬月額平均額

② 支給開始日の属する年度の前年度の 9 月 30 日における各保険者の平均標準報酬月額（協会けんぽの場合 28 万円）

協会けんぽ（東京都）の健康保険料率が改定されました（平成 28 年 3 月 1 日施行）

協会けんぽ（東京都）の健康保険料率が下記の通り改定されました。

従前：9.97% → 改定後：9.96%（労使折半）

協会けんぽの健康保険料率は、都道府県ごとに設定されているため、都道府県によって改定の有無が異なりますので、ご注意ください。全国一律で設定されている介護保険料率は、従前のまま 1.58%（労使折半）で変更ありません。

雇用保険料率が改定されました（平成 28 年 4 月 1 日施行）

雇用保険料率が右の通り改定されました。労働者負担分 従前：5.0/1000 → 改定後：4.0/1000

事業所負担分 従前：8.5/1000 → 改定後：7.0/1000（一般の事業）

子ども・子育て拠出金の料率が改定されました（平成 28 年 4 月 1 日施行）※

子ども・子育て拠出金（旧名称 児童手当拠出金）の料率が下記の通り改定されました。

従前：0.15% → 改定後：0.20%（全額事業所負担）

現物給付の価額が改定されました（平成 28 年 4 月 1 日施行）

報酬・賞与等の全部または一部が通貨以外で支払われる場合の現物給与価額が、平成 28 年 4 月 1 日から一部改定されました。都道府県ごとに決まっていますが、東京都は下記となります。

住宅（畳 1 畳当たり）：2590 円 食事（一人 1 月当たり）19500 円・（一人 1 日当たり）650 円

上記※の事項については、現在国会にて審議中です。



知っておきたいミニ知識

第 97 回 傷病手当金と出産手当金

傷病手当金、出産手当金は、傷病や出産に伴い労務に服することができず、給与を受け取ることができない方に対して健康保険より支給される給付です。

傷病手当金は、病気やケガの療養のため働くことができず、連続 3 日の休業（待期間）を経て 4 日以上休業し、その休業により給与が支払われない、あるいは支払われてもその額が給付額より少ない場合に支給されます。その支給期間は、最長で支給開始日（待期間 3 日経過後の 4 日目）から 1 年 6 か月間です。

出産手当金は、妊娠 4 か月（85 日）以上で出産（死産・流産を含む）し、それに伴う休業により給与が支払われない、あるいは支払われてもその額が給付額より少ない場合に支給されます。支給期間は、出産日（出産予定日より遅れて出産した場合は出産予定日）以前 42 日間、及び出産日後 56 日間です。ただし、多胎妊娠での出産であれば、単胎妊娠が 42 日間のところを、98 日間について受給できます。

傷病手当金と出産手当金を同時に受給できる方については、28 年 3 月までは出産手当金が優先して支給され、傷病手当金は支給されませんでした。28 年 4 月より傷病手当金の支給額が出産手当金のそれより多い場合は、その差額分が支給されることとなりました。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO-社会保険労務士法人 三浦俊彦 / 本田和子 / 吉本多津子 / 沢田麻樹子 sic.info@apol.jp

〒162-0824 東京都新宿区揚場町 1-18 飯田橋ビル 7F 電話 03 (5228) 1990 FAX 03 (5228) 1840

ホームページもご覧ください。
<http://www.apoutsourcing.jp/>